

主な改正事項

- 地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第57号）

期間の区分	スライド率		増減率
	改正前	改正後	
昭和60年6月30日以前	1.47	1.47	0.00%
昭和60年7月1日から昭和61年3月31日まで	1.39	1.39	0.00%
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	1.36	1.36	0.00%
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	1.34	1.34	0.00%
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	1.30	1.30	0.00%
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	1.26	1.26	0.00%
平成2年4月1日から平成3年3月31日まで	1.21	1.21	0.00%
平成3年4月1日から平成4年3月31日まで	1.17	1.17	0.00%
平成4年4月1日から平成5年3月31日まで	1.13	1.13	0.00%
平成5年4月1日から平成6年3月31日まで	1.10	1.10	0.00%
平成6年4月1日から平成7年3月31日まで	1.08	1.08	0.00%
平成7年4月1日から平成8年3月31日まで	1.06	1.06	0.00%
平成8年4月1日から平成9年3月31日まで	1.04	1.04	0.00%
平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	1.02	1.02	0.00%
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	1.00	1.00	0.00%
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	0.98	0.98	0.00%
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	0.97	0.97	0.00%
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	0.97	0.97	0.00%
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	0.99	0.99	0.00%
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	1.00	1.00	0.00%
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	1.01	1.01	0.00%
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	1.01	1.01	0.00%
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	1.01	1.01	0.00%
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	1.01	1.01	0.00%
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	1.01	1.01	0.00%
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	1.01	1.01	0.00%
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	1.01	1.01	0.00%
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	1.01	1.01	0.00%
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	1.01	1.01	0.00%
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	1.01	1.01	0.00%
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	1.01	1.01	0.00%
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	1.01	1.01	0.00%
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	1.00	1.00	0.00%
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	1.00	1.00	0.00%
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	1.00	1.00	0.00%
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	1.00	1.00	0.00%
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	—	1.00	—

(令和4年4月1日から適用)

- 地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件（平成4年自治省告示第58号）

年齢階層	改正前		改正後		改正率	
	最低限度額	最高限度額	最低限度額	最高限度額	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081円	13,384円	4,941円	12,957円	△ 2.76%	△ 3.19%
20歳以上25歳未満	5,589円	13,384円	5,436円	12,957円	△ 2.74%	△ 3.19%
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円	6,049円	13,985円	△ 1.87%	△ 2.35%
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円	6,272円	16,696円	△ 4.64%	△ 2.72%
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円	6,693円	19,689円	△ 2.35%	1.45%
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円	7,049円	21,505円	△ 0.30%	△ 0.44%
45歳以上50歳未満	7,208円	22,760円	7,096円	22,898円	△ 1.55%	0.61%
50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円	6,994円	25,189円	△ 1.35%	△ 0.47%
55歳以上60歳未満	6,583円	25,093円	6,570円	25,319円	△ 0.20%	0.90%
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円	5,473円	21,022円	0.98%	0.73%
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円	3,940円	16,117円	△ 0.76%	5.63%
70歳以上	3,970円	13,384円	3,940円	12,957円	△ 0.76%	△ 3.19%

(令和4年4月1日から適用)

- 地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件
(平成8年自治省告示第95号)

常時介護を要する者	改正前	改正後	改正率
最高限度額	171,650円	171,650円	0.00%
親族介護時の最低保障額	73,090円	75,290円	3.01%

随時介護を要する者	改正前	改正後	改正率
最高限度額	85,780円	85,780円	0.00%
親族介護時の最低保障額	36,500円	37,600円	3.01%

(令和4年4月1日から適用)